

令和7年1月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年1月31日（金曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1－3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	田中 雄策	増田 賢造
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	津口 えりこ	坂元 清美	下原 小枝子
山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世	中津 ゆみ子
土器 三紀夫	中津 富夫	米倉 千春	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吉田 尚美	上村 ゆかり

欠席委員

【農地利用最適化推進委員】

永田 利広 吐師 伸次郎

事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩

議 題

- 報告第 17号 農地等の合意解約について
- 報告第 18号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 議案第 54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 55号 農用地利用集積計画について
- 議案第 56号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 57号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 58号 非農地証明願いについて

事務局長	ただいまから令和7年1月定例農業委員会総会を開催します。 それでは、会長より挨拶をいただきます。
会長	(挨拶および会務報告)
議長 (会長)	次に、委員の出席状況を報告します。 本日の出席については、吐師委員と永田委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。 よって、ただいまの出席者は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員16名、計26名で定足数に達しております。 これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に新原委員と前原委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第17号、報告第18号並びに議案第54号から議案第58号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。
事務局長	議案の朗読をこれからさせていただきますが、朗読の前に議案の取下げがありましたので、お願いしたいと思います。 まず、議案第54号、整理番号9番、議案書では、10ページから13ページです。 農地法第3条の許可申請の議案の整理番号9番になります。 取下げがありましたので、削除をお願いします。 もう1件あります。 議案第58号。整理番号3番。 議案書で申し上げますと32ページです。 最後のページになるかと思います。 非農地証明願いの議案の整理番号3番です。 これについても昨日取下げがありましたので、削除をお願いします。

事務局長	す。 それでは、改めまして議案の朗読をします。 (議案朗読)
議長（会長）	議案の朗読が終わりました。 これより報告及び議案の審議に入ります。 まず、報告第17号、「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第17号、「農地等の合意解約について」説明します。 議案書1ページをお開きください。 今月の合意解約件数は21件です。 2ページに入ります。 令和7年1月分の合意解約一覧については、ご覧のとおりです。 今月の総会案件と関連がないものについて説明します。 まず整理番号1番ですが、今後貸し人が農地を売却するため解約するものです。 次、整理番号3番ですが、耕作に不便なため解約するものです。 次、整理番号6番から9番までですが、貸し人が自作するため解約するものです。
議長（会長）	ただいま説明が終わりました。 質問はありませんか。 (質問なし)
議長（会長）	質問がないようですので、次に、報告第18号、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第18号、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」説明します。 5ページです。 整理番号1番。

議長（会長）	申請地は、大字大明司字野中、田1筆、1, 156平米です。 令和6年11月29日、総会で許可相当の決定を受けましたが、農地法施行日の昭和27年10月21日以前から宅地であったことが判明し、取下申請をされたものです。 今月の議案で非農地証明願いを出されています。 説明が終わりました。 この案件は、以前現地確認をしていただいた場所です。 説明がありましたように、以前から住宅であったということで、（許可申請は）必要ないと県からの判断だったそうです。 質問はありませんか。 （質問なし）
議長（会長）	以上で報告を終わります。 次に、議案第54号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第54号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。 6ページをご覧ください。 今月の許可申請件数は、所有権移転の8件となります。 申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略をご説明します。 それでは、中身に入ります。 次の7ページになります。 整理番号1番。 田1筆、1, 733平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、山口委員の掘り起こしとなります。 次、整理番号2番。

議長（会長） 山口委員	畑1筆、2、999平米の贈与です。 次、整理番号3番。 畑1筆、338平米での売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 次の8ページになります。 整理番号4番。 畑1筆、510平米の贈与です。 次、整理番号5番、田1筆、1、048平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 次、整理番号6番。 田1筆、1、004平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 次のページに入ります。 整理番号7番。 畑2筆、1、040平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 次、整理番号8番。 畑1筆、416平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 以上所有権移転は8件です。 事務局の説明が終わりました。 議案第54号については、各担当委員に現地確認等をしていただいています。 農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をしていただきます。 まず、所有権移転、整理番号1番の農地及び申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。 整理番号1番について、申請農地は〇〇自治会内の〇〇〇〇踏
---------------------------	--

	切、吉都線の付近ですが、渡りましてすぐ左側の吉都線沿いの農地です。 広々とした〇〇〇〇の中にあります。 それから南の方は、本人所有の農地が1町歩とだいぶ広いです。 1町歩の農地が続いています。 線路沿いの農地です。 申請農地は基盤整備が済んでいます。 農地の管理については、畦畔もしっかりとされています。 日照等も問題はありません。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号2番の農地及び申請人「受け人」の
	報告を、吉田委員にお願いします。
吉田委員	整理番号2番について報告します。
	申請農地は、〇〇〇地区内にあり、申請地及びその周辺の状況
	は、農地の形状も良く、周辺は東、西、北側は杉、ヒノキの山林
	で、南側は畑です。
	日照、接道、用排水も良好です。
	受け人の営農状況は、稲作と栗栽培をされている専業農家です。
	後継者は40代の息子さんがいらっしゃるようですが、今後され
	るかはまだわからないということです。
	取得後の利用状況ですが、申請地は栗園です。
	渡し人との関係も栗部会の知人だそうです。
	受け人も他の農地で栗を栽培されており、所有農地の管理も行き
	届いており、適切と判断します。
議長（会長）	次に、所有権移転整理番号3番の農地及び申請人「受け人」の報
	告を、下原委員にお願いします。
下原委員	整理番号3番の受け人と農地について報告します。
	申請地は、〇〇自治会内にあって、畑が売りに出されたので購入
	されました。

議長（会長）	受け人は移住者で、現在大阪で仕事をされていて、電話にて聞取りをしました。 受け人は新規就農者なので、近隣の方に農業を教えてもらいながら、菜園としてトマト、トウモロコシ、ホウレンソウなどを植えたいとのことです。 機械も管理機だけがあります。 後継者はいますが、農業をされるかはわかりません。 次に、所有権移転、整理番号4番の農地の報告を、杉元委員にお願いします。
杉元委員	整理番号4番について報告します。 申請農地は、〇〇自治会内にあり、東、西側は農地、南側は産業団地になっており、北側は住宅です。 形状は良い方ですが、接道、用排水は不良です。 取得後は野菜を作付するということでした。 受け人には後継者はいませんが、畦畔等の管理も良く、特に問題はありません。 次に、整理番号5番の農地の報告を庄村委員に、申請人「受け人」の報告を新原委員にお願いします。 まずは、農地の報告を庄村委員にお願いします。
庄村委員	整理番号5番の農地1筆について報告します。 申請農地は、〇〇自治会内にあります。 基盤整備がされており、農地の形状は良好です。 申請農地周辺の状況は一帯が田です。 日照も良好です。 基盤整備済みのため、接道及び用排水は良好です。 申請農地の現在は、稲刈後耕起された状態で作付はされていません。
議長（会長）	次に、整理番号5番の申請人「受け人」の報告を新原委員にお願い

新原委員	いします。 整理番号5番の件について報告します。 受け人は、〇〇自治会に居住されていて、譲渡人との関係は他人で、営農状況は専業農家であります。 後継者がいません。 所有農地の畦畔の管理は良好で、地域との調和も良いです。 今後、農地は水田として管理していくとのことでした。 何ら問題ないと判断しました。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号6番の農地及び申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。
園田委員	それでは、整理番号6番のまず農地について報告します。 農地は、〇〇〇自治会内にありまして、場所は、〇〇〇から上がる途中に〇〇〇〇さんの砂場がありますが、そこは今整理をされていて、その下の方に位置します。 水利としては、西境川からポンプアップをしなければならないということで、接道、用排水は不良と判断しました。 基盤整備としては、山ぎわの田んぼでありますから、以前重機を入れて一枚にしてはありますが、未整理です。 農地の形状は一枚にしてありますので、良いと判断をしました。 周囲は山林です。 日照は良好と判断しました。 今後は、水稻の予定ですが、おとしは稲作が作付してありましたが、去年は休んでおられました。 今後はどういうふうに生かしていられるかなと。 あとは、受け人の考え方であろうと思います。 場所はそういう位置にあります。 それから受け人の状況ですが、〇〇〇自治会内に居住されていて、農地そのものはたくさん持っておられますが、15、6年

	前にご主人が亡くなって、女手一つで貸借の契約を結びながら、農地の維持をされています。 受け人と渡し人の関係は他人であります。 後継者は有りといいましたが、〇〇〇が〇人おられまして、1人が今実家から〇〇の方にお仕事に行っておられますが、この方が農業後継者になるかどうかは定かではありませんけれども、一応後継者有りと判断しました。 今後は田んぼとして作っていくとのことでした。 所有農地の畦畔の管理は良好と判断をしました。 今のところ、3町歩か4町歩を持っていますけれども、ほとんど〇〇〇〇に依頼をして農地維持をされているという状況です。 地域との調和は良くとれていると判断しました。 この契約については、何ら問題はないと判断しました。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号7番の農地の報告を杉元委員に、申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。
杉元委員	まずは、杉元委員にお願いします。 申請農地の7番について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。 農地の形状は良く、南、東側が空き地、東、西が山林になっています。 日照、接道は良く、特に問題はありません。
議長（会長）	次に、整理番号7番の申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。
園田委員	整理番号7番の受け人について報告します。 1月26日に本人宅に行きましたが、お父さんが、今のこの農地のすぐ南側に〇〇〇を造成されて、もうでき上がっておりますけれども、そこで作業をされていたので、30分程度いろいろ話を聞きました。

議長（会長） 中津ゆみ子委員	場所は、自宅から〇〇〇メートルぐらいの場所にあるということで、条件も良いということで相談があって買うようにしたということです。 状況としては、専業農家で50ヘクタールを目標に、ただいま奮闘中です。 今回は息子さん名義で買うというようなことで、申請がなされております。 また、渡し人との関係は、近くであるというだけで、他人です。後継者は、本人自らということです。 取得後の状況は、当面畑として使っていきたいということです。周辺農地の管理は、この〇〇〇から見る限りでは良く管理がされていると判断しました。 地域との調和は、一生懸命後継者として頑張っておられますので、育てていこうというような思いも込め、良好と判断しました。 この関係については、何ら問題ないと思います。 次に、所有権移転、整理番号8番の農地及び申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。 整理番号8番の農地計1筆について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。 基盤整備済みで、周辺一帯は宅地と畑が混在した場所です。 日照、接道、用排水は良好です。 続いて、受け人について報告します。 受け人は、〇〇〇自治会にいらっしゃいます。 営農状況は専業です。 後継者がいて、取得後の利用状況は果実とワラビなどを作付けする予定だそうです。 所有農地の畔の管理も良好で、地域との調和についても問題ない
------------------------------	--

議長（会長）	と判断しました。
事務局	各委員から調査報告が終わりました。 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。
	今回の申請内容については、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。
	農地法第3条第2項第6号については、委員の皆様から事前調査の報告があったとおり、地域との調和要件など問題はないということです。
議長（会長）	したがいまして、計8件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。
	これより、議案第54号の審議に入ります。
	各委員の質疑を求めます。
森永委員	質疑はありませんか。
	質問ですが、2番で大字が〇〇になっていますが、確認です。
	〇〇を上げて、〇〇〇〇〇があると思うんですが、〇〇〇の後ろの小字は〇〇でわかるんですけど、大字は〇〇でよいのか、確認です。
議長（会長）	事務局からお願いします。
事務局	ここについては、法務局が発行する全部事項証明書と照合しながら申請を受け付けていますので、（大字は）〇〇です。
議長（会長）	よろしいですか。
森永委員	はい。
議長（会長）	他にありませんか。
	（質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。
	お諮りします。
	議案第54号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手

議長（会長）	を求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 次に、議案第５５号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第５５号、「農用地利用集積計画について」説明します。 １４ページをご覧ください。 今月の計画件数は、所有権移転１０件となっております。 申出人の住所、氏名、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。 また、法人の場合は年齢が空欄となります。 １５ページです。 整理番号１番。 田２筆、２，９８９平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号２番。 田１筆、７４４平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 続きまして、１６ページから１７ページとなります。 整理番号３番。 田７筆、７，２５１平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 続きまして、１７ページから１８ページにかかります。 整理番号４番。 畑１筆、１４０平米の売買です。

	価格は総額〇〇〇円です。 増田委員の掘り起こしとなります。 整理番号5番。 田2筆、4, 477平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 18ページから19ページとなります。 整理番号6番。 田2筆、3, 583平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号7番。 畑2筆、3, 821平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 山下委員の掘り起こしです。 20ページです。 整理番号8番。 田1筆、318平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号9番。 畑1筆、2, 261平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 20ページから21ページとなります。 整理番号10番。 畑4筆、6, 113平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 山下委員の掘り起こしです。 以上計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が、農用地すべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に従事することなど農業経営基盤強化促進法等の一部
--	---

議長（会長）	を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 これより議案第 55 号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第 55 号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 お諮りのとおり決定します。 次に、議案第 56 号、「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 56 号、「農用地利用集積等促進計画について」説明します。 別冊の資料をご覧ください。 今月の計画件数は 36 件です。 申出人の住所、氏名、借賃、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。 それでは、資料の 23 ページをご覧ください。 整理番号 1 番。 田 1 筆、974 平米の賃貸借です。 整理番号 2 番。 田 4 筆、3,737 平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしになります。

	整理番号3番。 田3筆、1, 924平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしになります。 整理番号4番。 田1筆、752平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしになります。 整理番号5番。 田3筆、2, 894平米の賃貸借です。 園田委員の掘り起こしになります。 整理番号6番。 田1筆、1, 625平米の賃貸借です。 整理番号7番。 田1筆、562平米の賃貸借です。 整理番号8番。 23ページから24ページになります。 田9筆、5, 298平米の賃貸借です。 整理番号9番。 畑1筆、869平米の賃貸借です。 稲田会長の掘り起こしになります。 整理番号10番。 畑1筆、1, 449平米の賃貸借です。 稲田会長の掘り起こしになります。 整理番号11番。 田6筆、2, 425平米の賃貸借です。 整理番号12番。 田7筆、4, 938平米の賃貸借です。 25ページです。 整理番号13番。
--	---

	田6筆、6，306平米の賃貸借です。 整理番号14番。 田2筆、976平米の賃貸借です。 整理番号15番。 田4筆、5，213平米の賃貸借です。 整理番号16番。 田1筆、424平米の賃貸借です。 整理番号17番。 田2筆、2，302平米の賃貸借です。 整理番号18番。 田1筆、2，585平米の賃貸借です。 整理番号19番。 田2筆、1，672平米の賃貸借です。 米倉委員の掘り起こしになります。 26ページです。 整理番号20番。 田1筆、1，038平米の賃貸借です。 整理番号21番。 田3筆、1，598平米の賃貸借です。 整理番号22番。 田1筆、319平米の賃貸借です。 田上委員の掘り起こしになります。 整理番号23番。 田1筆、1，167平米の賃貸借です。 田上委員の掘り起こしになります。 整理番号24番。 田2筆、483平米の使用貸借です。 整理番号25番。
--	--

	田2筆、3, 085平米の賃貸借です。 整理番号26番。 田2筆、2, 044平米の賃貸借です。 整理番号27番。 田2筆、2, 287平米の賃貸借です。 整理番号28番。 田3筆、2, 669平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしになります。 27ページをご覧ください。 整理番号29番。 田1筆、848平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしになります。 整理番号30番。 田2筆、3, 094平米の賃貸借です。 整理番号31番。 田6筆、10, 223平米の賃貸借です。 園田委員の掘り起こしになります。 整理番号32番。 田4筆、2, 244平米の賃貸借です。 園田委員の掘り起こしになります。 整理番号33番。 田2筆、2, 097平米の賃貸借です。 整理番号34番。 田3筆、3, 959平米の賃貸借です。 28ページをご覧ください。 整理番号35番。 田3筆、1, 940平米の賃貸借です。 整理番号36番。
--	---

議長（会長）	畑1筆、田18筆、計19筆、11760.86平米の賃貸借です。 以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。 事務局の説明が終わりました。 これより議案第56号の審議に入ります。 まず、整理番号30番の受け手は、〇〇委員です。 よって、整理番号30番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号30番について、各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号30番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	それでは整理番号30番を除く議案第56号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。

議長（会長）	（質疑なし） ありませんか。 それでは、質疑がないようですので質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号３０番を除く議案第５６号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長（会長）	（全員挙手） 全員賛成と認めます。 よって、議案第５６号はお諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり宮崎県農業種振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。 次に、議案第５７号、「農地法第５条の規定による許可申請について」及び議案第５８号、「非農地証明願いについて」を一括議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５７号、「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明します。 ２９ページをお開きください。 許可申請件数は２件です。 申請人等の住所、氏名、立地基準については省略します。 ３０ページです。 整理番号１番、申請地は大字〇〇字〇〇、畑１筆、５３８平米を一般個人住宅、車庫として申請するものです。 権利関係は売買です。 事業費については、土地代〇〇〇円、造成費〇〇〇円、建築費〇〇〇円、計〇〇〇円を融資にて対応されます。 雨水については、隣接側溝にて処理されます。 整理番号２番。

議長（会長）	申請地は、大字〇〇字〇〇〇、畑１筆、１２１平米を事務所として追認申請するものです。 顛末書の添付があります。 権利関係は売買です。 事業費については、土地、建物込み〇〇〇円です。 自己資金にて対応されます。 雨水については、地下浸透にて処理されます。 続きまして、議案第５８号「非農地証明願いについて」ご説明します。 ３１ページをお開きください。 今月の証明願い件数は２件です。 願出人等の住所、氏名、立地基準については省略します。 ３２ページです。 整理番号１番。 願出地は、大字〇〇〇字〇〇、田１筆、１，１５６平米です。 願出理由は宅地です。 整理番号２番。 願出地は、大字〇〇字〇〇、畑１筆、４６５平米です。 願出理由は原野です。 事務局の説明が終わりました。 議案第５７号、議案第５８号については、去る１月３０日に第１小委員会で審議がされていますので、ここで第１小委員会から報告をお願いします。
山下第１小委員会委員長	それでは、第１小委員会の報告を行います。 会長から招集を受けまして、１月３０日に、委員１０名、事務局３名の計１３名の出席のもと、第１小委員会を開催しました。 今回の議案は、農地法第５条申請２件、非農地証明願い２件、計４件です。

	なお、非農地証明願、整理番号3番についても、現地調査を行いました。昨日願出人から取り下げられましたので報告を省略します。 はじめに、議案第57号、農地法5条申請、整理番号1番について説明します。 譲受人は、一般個人住宅を建設したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。 場所は、〇〇地区で、〇〇〇〇を〇〇〇〇方向へ約150メートル過ぎ、東の路地へ左折して約50メートルの市道沿いにございます。 申請地は、住宅と農地が混在しており、周辺の状況は、東側は宅地、西側は水路、北側は農地が続いています。南側は道路に接しています。 申請地には、以前住宅が建っていましたが、現在は建物は取り壊されていました。 隣接農地への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。 整理番号2番について説明します。 譲受人は、建物付きの申請地を〇〇〇〇として購入したく登記を確認したところ、無断転用の状況であることが判明したため、追認申請されるものです。 場所は、〇〇〇地区で、〇〇〇〇近くの〇〇〇〇から〇〇〇〇方面へ約600メートル進みますと〇〇〇〇がありますが、そのすぐ先の〇〇〇〇のところから西の路地へ入って、約80メートルの道路沿いにございます。 申請地の状況は、東側は道路、西側、北側は宅地、南側は農地に接しています。
--	---

	申請地は、集落の一角にあり、面積が狭く、5坪ほどの小さな建物が立っておりまして、隣接の事業用地と一体的に使用されるようです。 申請地はすでに隣接の宅地と一体化しており、現状で周辺営農への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。 次に、議案第58号、「非農地証明願いについて」ご説明します。 整理番号1番の願出地は、大字〇〇〇字〇〇で、場所は、〇〇地区で、〇〇公民館から東へ約450メートル進んだ道路沿いにございます。 〇〇〇〇から北東方向300メートルに位置します。 願出地の状況は、東側、北側、南側は農地、北側は道路に接しています。 願出地は、周辺農地よりも1m以上盛土されており、敷地には住宅、倉庫、駐車場などが設置されてありました。 宅地化したのは農地法施行以前の昭和27年以前とのことで、第三者からの証明書が添付されています。 すでに長年宅地化しており、非農地としてもやむを得ないと判断しました。 整理番号2番の願出地は、大字〇〇字〇〇にあり、〇〇〇〇の東側市道を〇〇〇〇方面へ進みますと、道路沿いに〇〇〇〇がありますが、その道路向かいの路地を少し入ったところにございます。 願出地周辺は、住宅と農地が混在した場所で、願出地には栗の木が植えてありましたが、申出人も立会いされていたので、お聞きすると、今後栗の木は伐採する予定で、農機具も入らず、この土地は耕作できないとのことでした。 願出地の東側、西側、南側は宅地、北側は道路に接しており、願
--	---

	出地へは農機具も行けないことから、この農地を復元しても継続して耕作することは困難であると判断し、非農地としてもやむを得ないと判断しました。 以上第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法5条申請2件、非農地証明願い3件の計5件のうち、取下願いのあった非農地証明願い整理番号3番を除く計4件について、全会一致で許可相当、または非農地としてもやむを得ないと判断しました。 皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。
議長（会長） 事務局	続きまして事務局より判断根拠の説明をお願いします。 判断根拠を説明します。 農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準については、申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。立地基準についても、小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことです。 また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。 よりまして、今月の議案第57号から第58号の計4件については、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。
議長（会長）	第1小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。 これより議案第57号、議案第58号の審議に入ります。 両議案については、一括して各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第57号及び議案第58号に対する第1小委員会の判断は許

議長（会長）	可相当、または非農地として承認相当です。 また、事務局の判断も許可相当、または非農地として承認相当です。 お諮りします。 議案第５７号及び議案第５８号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 議案第５７号及び議案第５８号は、原案のとおり決定します。 また、議案第５７号については、許可相当として知事に意見書を送付します。 以上で本日の議案審議は終了しました。 午前１０時０２分終了
--------	--